

令和4年

第12回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和4年12月26日 午前9時30分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について（5番片桐 京委員、6番山崎 輝代委員）
- 日程 3 諸般の報告：別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 6 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 7 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 8 第4号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 9 その他

○令和5年1月25日(水)

- ・第1回農業委員会総会 9:30~
【大和庁舎：旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1番	中俣 渉	2番	西野 徳光	3番	宮田 京子
4番	荒川 敦	5番	片桐 京	6番	山崎 輝代
7番	田村 芳文	8番	中島 修	9番	南雲 廣悦
10番	棚村 光正	11番	大平 泰弘	12番	原澤 真
13番	林 昭彦	14番	牛木 友哉	15番	井上 秀樹
16番	駒形 哲也	17番	中島 直樹	18番	関 匡和
19番	並木 孝夫				
推1番	島田 徳敏	推2番	佐々木 大輔	推3番	小野塚 真
推4番	上村 正明	推5番	佐藤 勝美		
推7番	長谷川 政一	推8番	勝又 信行	推9番	青木 悅夫
推10番	志太 要一	推11番	篠田 猛	推12番	高橋 正男
推13番	櫻井 隆	推14番	山田 久雄	推15番	上村 良男
推16番	高村 英男			推18番	小杉 一明
推19番	関 英夫	推20番	桑原 善和	推21番	井口 博
推22番	水澤 利徳	推23番	高野 作栄喜	推24番	貝瀬 茂利

欠席委員は2名である。

推6番 林 秀夫 推17番 山本 晴夫

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	宮下 悠紀
農地係主事	田村 萌		

(会長、議長席に着く)

(9時30分開会)

議長

令和4年第12回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は推進委員6番林秀夫委員、推進委員17番山本晴夫委員から欠席届が出ておりますのでこれを許します。従いまして、農業委員が19名、推進委員が22名で合計41名の出席ですので総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長

日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長

日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、5番片桐京委員、6番山崎輝代委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長

日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。農業委員16番駒形哲也委員。

16番駒形委員

青年農業者部会から報告します。12月2日金曜日に市役所

本庁舎大会議室にて、青年農業者との懇談会が開催されました。当日は、農業委員 10 名、JAみなみ魚沼青年部、農楽沢遊会、南魚沼青年農業士会から合わせて 8 名の参加があり、計 18 名の参加がありました。

当日の意見交換では農地の売買、貸し借りについて、耕作放棄地の状況について、農業委員会の発信力の強化について質問、意見がありました。具体的には売買や貸し借りについて地主や耕作者がどこに相談すればいいか分からない、自分の地区を担当する農業委員、農地利用最適化推進委員が誰なのか分からない、広報紙「魚野のかけ橋」に売買、貸し借り等の事例が載っているが、もう少し分かりやすくしてほしい、売買、貸し借りの事例集を作つてほしいなどの質問、意見、要望がありました。その他として、来年度以降の開催について、まず地区ごとに開催してから全体で開催したらどうかとの意見もあり、対話が途切れることのない非常に有意義な会となりました。

その後、[REDACTED] 懇親会が行われ、青年農業者の方々とさらなる親睦がはかられました。いずれの会場でも新型コロナ感染症対策が徹底され、後日の感染者の発生がなかったことが一番の成功ではないかと考えています。

なお、来年度から会の名称を青年農業者との勉強会と変更することを提案され確認されました。

最後に、青年農業者の方からの意見としてもありました
が、委員の皆様方について地域での認知度が低い方もいらっしゃるので、今後一層の活動をお願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの駒形委員の報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、駒形委員お疲れ様でした。ほかにありますでしょうか。農業委員 6 番山崎輝代委員。

6 番山崎委員

12 月 9 日にふれ愛支援センター多目的ホールで開催した

女性農業者と農業委員会との交流会について報告します。参加者は一般参加者 19 名、関係者 6 名の計 25 名でした。今回の女性農業者と農業委員会との交流会は「楽しい野菜作り講座」と題しまして、お二人の方を講師にお招きして開催しました。

内容といたしましては、一人目の講師であるJAみなみ魚沼園芸畜産課の [REDACTED] 様からは栽培技術、特に土づくりについての講演を、二人目の講師である市内女性農業者の [REDACTED] 様からは、自分自身と農業との向き合い方についての講演をいただきました。基本的なことから伺い、本当に勉強になりました。詳しい内容は、農業委員会だより「魚野のかけ橋 3月 15 日号」で報告します。

今回の交流会では幅広い年代の、農業経験も様々な方から参加をいただき、いろいろな意見をいただきました。それらの意見を来年度の交流会にもしっかりと反映させていきたいと思います。以上です。

議 長

ただいまの山崎委員の報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、山崎委員お疲れ様でした。ほかにありますでしょうか。古藤局長。

古藤局長

二点ほど報告します。

一つ目が 12 月 14 日に行われた第 4 回農家組合方向性検討委員会についてです。こちらは JA の組合長から各農業関係団体へ、農家組合が減少している中でどうしていくべきかという諮問に対して、検討委員会のほうで検討してきたものになります。メンバーは地域振興局、南魚沼市、湯沢町の各農林課、各農業委員会、各土地改良区、N O S A I となります。何回か検討会を重ねた中で各農業関係団体としても、農家組合は必要不可欠な存在であり、今後減少した場合にどうしていくかの検討策について具体例を挙げながら、存続に向けて進めていくこうという答申をまとめさ

せていただきました。この答申については12月28日に行われるJAの定例理事会で答申させていただき、2月上旬にはJAの広報紙で周知し、3月以降に答申内容を具現化し、4月上旬からJAの農家組合長会議で周知していくという流れとなります。

二つ目が12月21日のJAへの情報共有申し入れについてです。こちらは会長、役員、事務局で行ってきました。具体的な内容は、農地パトロールでも伝えましたが、山崎新田に2町歩ほど耕作できなかった田んぼがありますが、耕作権の状況はどうなっているのか、何か分かれば農業委員会へ情報共有してほしいとお願いしたものです。JAは常務や金融共済部長、営農部長、■司法書士が参加し話し合いをした中で、■司法書士からは抵当権のことなど色々ありましたが、基本的に契約期間中は耕作できるということで、来年度以降は借り受けている方が耕作できるということで確認しておりますので、JA内部で協議が整い次第、耕作者へ連絡し、耕作放棄にならないように進めていくという確認を取らせていただきました。以上です。

議 長

ただいまの古藤局長の報告について質問等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、古藤局長お疲れ様でした。ほかにありますでしょうか。無いようでしたら、私の方から報告します。

まず、先月25日の忘年会について、大勢の方から参加いただきありがとうございました。大きなトラブルもなく交流が深められて有意義な会でした。ありがとうございました。

また、12月1日に東京で令和4年度全国農業委員会会長代表者集会に参加しました。こちらは昨年まではウェブ開催でしたが、今回は実際に出席する形式で開催されました。内容としては、皆様と参加した新潟県農業委員会大会で決議させていただいた決議内容について新潟県選出の各

国会議員へ要望するといったものです。参議院と衆議院について担当を分けて要望を行いました。終了後には銀座のブロッサムという会場で、全国農業委員会会長代表者集会が開催されまして、農業会議所を通じての新年度の予算要望というものを決議させていただきました。その後事例報告会がありました。

それから、12月23日に長岡市で農業委員会中越協議会臨時総会が行われました。本来はこの時期には行わないのですが、10月末に長岡市の高橋会長が退任され新しい会長になったという中で、中越協議会の役員の欠員が生じるということで、来年7月までの暫定の役員を決めるため、また、新潟県農業会議の常設審議委員の欠員を補充するため、こちらは来年3月の新潟県農業会議の総会で役員会の決議が必要となります。その常設審議委員の候補者を選定したというものです。以上です。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議 長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降13件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。なお、6番と9番案件の転用事業者は同じ方となります。6番は自己所有地部分についての申請、9番は借地部分についての申請となり、権利関係が違うため別個の報告となっております。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について

6ページをご覧ください。こちらは42件です。

1番、浦佐の田2筆で、第三者との売買のための解約です。後ほどあっせん売買の申請があがってきます。

2番、3番はJ A仲介の農地の解約です。

2番、3番、大崎の田1筆で、耕作者変更のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

4番、大崎の田1筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

5番、大崎の田1筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

6番、柳古新田の田1筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

7番、今町新田の田6筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

8番、今町新田の田3筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

9番、10番は、賃借人が同じ方になります。

9番、今町新田の田2筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

10番、今町新田の田2筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

11番、12番、13番は、賃借人が同じ方になります。

11番、茗荷沢、茗荷沢新田の田9筆で、借受人の都合による解約です。

12番、茗荷沢の田1筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

13番、茗荷沢の田1筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

14番、余川の田3筆で、契約期間見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

15番、六日町の田1筆で、所有者の都合による解約です。

16番、山口、小川、畔地、畔地新田の田25筆で、第三者との貸借契約のための解約です。

17番、18番は、賃借人が同じ方になります。

17番、小川の田1筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

18番、小川の田2筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

19番、小川の田4筆で、第三者へ農地を贈与するための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

20番、京岡、中川の田4筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

21番、山谷の田3筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

22番、23番は、賃借人が同じ方になります。

22番、津久野の田1筆で、第三者との貸借契約のための解約です。

23番、津久野の田1筆で、第三者との貸借契約のための解約です。

24番、津久野の田2筆で、第三者へ農地を贈与するための解約です。

25番、下薬師堂の田2筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

26番、27番は、賃借人が同じ方になります。

26番、藤原の田1筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

27番、藤原の田1筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

28番、下原新田の田4筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

29番、新堀新田の田1筆で、所有者の都合による解約です。今後は自作とのことです。

30番、思川の田5筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

31番、思川の畑1筆で、借受人の都合による解約です。

32番から36番までは、賃借人が同じ方になります。

32番、島新田の田1筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

33番、塩沢の田1筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

34番、塩沢の田13筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

35番、塩沢、上十日町の田7筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

36 番、中の田 1 筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

37 番、38 番は、賃借人が同じ方になります。

37 番、上十日町の田 5 筆で、借受人の都合による解約です。

38 番、上十日町、大里の田 10 筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

39 番、中の田 1 筆で、所有者の都合による解約です。後ほど 5 条申請があがってきます。

40 番、八竜新田の田 1 筆で、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

41 番、君沢の田 1 筆で、第三者との売買のための解約です。後ほど 3 条申請があがってきます。

42 番、滝谷の田 2 筆で、借受人の都合による解約です。

(3) 使用貸借の解約について

17 ページをご覧ください。こちらは 3 件です。

1 番、余川の田 7 筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

2 番、坂戸の田 1 筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

3 番、長崎、滝谷の田 9 筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について

19 ページをご覧ください。こちらは 10 件です。

1 番、大里の登記山林、現況宅地の 1 筆、8.52 m²です。資料は 1-2 ページをご覧ください。こちらは、過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は 11 月 17 日に荒川委員さんからご確認いただいています。

2 番、泉新田の登記田、現況宅地の 1 筆、14 m²です。資料は 3-4 ページをご覧ください。こちらは、道路改良と公民館建設時の残地で狭隘な土地のため、耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日は昭和 50 年頃となります。現地は 11 月 24 日に水澤委員さんからご確認いただいています。

3番、蟹沢新田の登記田、現況雑種地の1筆、848 m²です。資料は5-6ページをご覧ください。こちらは、過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は11月25日に長谷川委員さんからご確認いただいています。

4番、泉盛寺の登記畠、現況雑種地の1筆、66 m²です。資料は7-8ページをご覧ください。こちらは、過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は11月25日に上村正明委員さんからご確認いただいています。

5番、石打の登記畠、現況原野の1筆、611 m²です。資料は9-10ページをご覧ください。こちらは、傾斜地の農地で耕作条件が悪いため耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日は平成10年頃となります。現地は11月25日に小野塚委員さんからご確認いただいています。

6番、石打の登記畠、現況原野の1筆、66 m²です。資料は11-12ページをご覧ください。こちらは、傾斜地の農地で耕作条件が悪いため耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日は平成8年頃となります。現地は11月25日に小野塚委員さんからご確認いただいています。

7番、石打の登記畠、現況原野の1筆、811 m²です。資料は13-14ページをご覧ください。こちらは、傾斜地の農地で耕作条件が悪いため耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日は昭和となります。現地は11月25日に小野塚委員さんからご確認いただいています。

8番、永松の登記畠、現況宅地の1筆、60 m²です。資料は15-16ページをご覧ください。こちらは、過去に農地法上の農地から外れた土地になります。現地は11月25日に山本委員さんからご確認いただいています。

9番、石打の登記田、現況原野の2筆、841 m²です。資料は17-18ページをご覧ください。こちらは、耕作条件が悪いため耕作放棄地化した土地になります。農地でなくなった年月日は平成11年頃となります。現地は11月28日に小野塚委員さんからご確認いただいています。

10番、上野の登記畠、現況原野の2筆、417 m²です。資料は19-20ページをご覧ください。こちらは、耕作条件が悪いため耕作放棄地化した土地になります。農地でなくな

った年月日は平成となります、年月日は不詳となります。現地は12月2日に田村委員さんからご確認いただいています。

(5) 農地法施行規則29条1号の規定による通知について

22ページをご覧ください。こちらは1件です。

8番、新堀新田の畠1筆の内183.47m²です。転用目的は農作業場用地ということで、農作業場建設及び農業用井戸掘削のための届出です。届出日は11月14日で、資料は21-23ページをご覧ください。第1号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終わらせていただきます。

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

24ページをご覧ください。今月の3条申請は24件です。

141番、売買による所有権移転です。芹田の畠1筆360m²です。こちらは譲受人の世帯員が所有する農地に隣接しています。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

142番、売買による所有権移転です。城山新田の田2筆2,034m²です。こちらは譲受人の自宅に隣接しています。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

143番、売買による所有権移転です。妙音寺の田1筆1,462

m²です。こちらは譲受人の世帯員が所有する農地に隣接しています。申請理由は借入地を取得するためとなります。

144 番、売買による所有権移転です。津久野の畠 1 筆 273 m²です。こちらは先月総会で別段面積の適用の許可を受けた農地となり、この 1 筆については下限面積が 0.1 a まで引き下げられています。また、譲渡人についてはすでに転出されているため住所が変更になっています。申請理由は住宅に附属する農地を取得するためとなります。なお、備考欄に別段面積の適用農地の取得と記載しております。

145 番、売買による所有権移転です。大月の田 2 筆 545 m²です。こちらは譲受人の所有農地に隣接しています。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

146 番、147 番は関連案件で譲受人が同じ方となります。いずれも売買による所有権移転です。

146 番と 147 番については一緒に説明します。146 番が長崎の畠 1 筆 1,595 m²、147 番が長崎の畠 1 筆 490 m²です。この 2 筆は相分けとなっております。対価については、いずれも譲渡人の財産処分意向が強くこの対価となっています。申請理由はいずれも経営規模拡大のためとなります。

148 番、149 番、150 番は関連案件で 148 番の譲受人と 149 番、150 番の譲渡人が同一世帯員となります。

148 番、売買による所有権移転です。君沢の田 1 筆 353 m²です。こちらは譲受人の世帯員が所有する農地に隣接しています。申請理由は経営の効率化のためです。

149 番、売買による所有権移転です。君沢の田 1 筆 259 m²です。こちらは譲受人の世帯員が所有する農地に隣接しています。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

150 番、売買による所有権移転です。君沢の田 1 筆 2,362 m²です。申請理由は経営規模拡大のためとなります。

151 番、贈与による所有権移転です。小川の田 5 筆 10,928 m²です。当時者は夫婦の関係で、夫から妻への贈与となります。申請理由は夫から農地を譲り受けるためとなります。贈与税についても確認済みとのことです。

152 番、贈与による所有権移転です。宮、津久野の田畠 4 筆 8,623 m²です。所有者は県外在住で財産処意向が強く、借受人へ贈与するものです。申請理由は借入地等を譲り受ける

ためとなります。贈与税についても確認済みとのことです。

153 番、贈与による所有権移転です。津久野の田 1 筆 3,374 m²です。当事者はおじとめいの関係です。譲渡人は、この 5 月に農地を相続しましたが、農家ではないため親族へ贈与するものです。申請理由は親族から農地を譲り受けるためとなります。贈与税についても確認済みとのことです。

154 番、使用貸借権の設定です。当事者は親子の関係です。岩崎の畠 1 筆 1,047 m²で、期間は 1 年間です。申請理由は農業者年金受給のためです。

155 番は賃貸借権の再設定、156 番から 164 番は使用貸借権の再設定となっていますので説明は省略させていただきます。以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 1 号議案については原案のとおり承認されました。

日程 6 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議 長

日程 6 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第2号議案朗読)

32ページをご覧ください。今月の4条申請は2件です。

24番、樺野沢の畠1筆、165m²、転用目的は駐車場建設です。資料は24-26ページです。申請の内容ですが、自宅敷地内に駐車するスペースが不足しており、駐車場を設置したいというものであります。また、申請地が宅地であると勘違いをして、平成4年8月に駐車場にしたということで、申請者より始末書を提出してもらってあります。この度、自宅の敷地を調査、測量をしていたところ判明し、転用申請に至りました。この農地については、第1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地であります。が、集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上及び日常生活上必要な駐車場に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

25番、小杉新田の田1筆、39m²、転用目的は車の転回場建設です。資料は27-29ページです。申請の内容ですが、自宅前に車が転回するスペースが不足しており、車の転回場を設置したいというものであります。この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。が、集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上及び日常生活上必要な車の転回場に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請については原案の

とおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認されました。

日程7 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議長

日程7 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第3号議案朗読)

34ページをご覧ください。今月の5条申請は4件です。
97番、五箇の田1筆92m²、使用貸借権の設定で転用目的は一般住宅及びカーポート建設です。資料については30-32ページです。申請の内容ですが、申請者は親子の関係です。申請地を転用し一般住宅及びカーポートを建設するものであります。この農地については、おおむね300メートル以内に駅が存在する農地で第3種農地となります。一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、原則許可ということになります。

98番、宮の田1筆317m²、売買による所有権移転で転用目的は水稻育苗用地造成です。資料は33-35ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受け、水稻育苗用地造成をするものであります。この農地については、第1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地でありますが、農業用施設に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

99番、中の田1筆59m²、売買による所有権移転で転用目的は雪処理場です。資料は36-38ページです。申請の内容ですが、申請地を譲り受け、自宅横を雪処理場にするものであります。この農地については、第1種、3種農地以外で生産性の低い農地で、第2種農地でありますが、集落に接続する

農地を周辺に居住する者の日常生活上必要な雪処理場に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

100 番、石打の田 4 筆 1,855 m²、売買による所有権移転で転用目的は駐車場建設です。資料については 39-41 ページです。申請の内容ですが、経営するスキーチャンプー場近くの申請地を譲り受け、不足しているスキーチャンプー場の来場者用駐車場として利用したいというものです。この農地については、都市計画法で定められた用途地域内にある第 3 種農地となります。利用計画図から計画面積は適当なものであり、原則許可ということになります。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 2 番西野徳光委員の除斥を求めます。

(2 番西野委員退席)

34 ページ 100 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。34 ページ 100 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、100 番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(2 番西野委員着席)

それでは、100番案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。100番案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案は全て承認されました。

議長 暫時休憩といたします。

(10時15分休憩)

議長 引き続き議事を再開いたします。

(11時00分再開)

議長 日程8 第4号議案 農用地利用集積計画（案）について

日程8 第4号議案 農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長 （第4号議案朗読）

別冊資料1ページからになります。全部で285件です。

703番、浦佐の田3筆1,459m²、所有権移転で、対価についてはm²当たり500円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は42-43ページをご覧ください。

704 番、山崎新田の田 1 筆 980 m²、所有権移転で、対価についてはm²当たり 1,000 円です。申請理由は賃貸人との売買のためです。資料は 44 ページをご覧ください。

705 番、四十日の田 1 筆 997 m²、所有権移転で、対価についてはm²当たり 551 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 45 ページをご覧ください。

706 番、小杉新田、仙石、中子新田甲の田 3 筆 8,733 m²、所有権移転で、対価についてはm²当たり 800 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 46-48 ページをご覧ください。

707 番、一村尾の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

708 番、今町の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

709 番、九日町の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

710 番から 714 番までが同じ借受人の方の案件です。

710 番、九日町の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

711 番、九日町の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

712 番、名木沢の田 8 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

713 番、名木沢の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

714 番、名木沢の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

715 番から 718 番までが同じ借受人の方の案件です。

715 番、大崎の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

716 番、大崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 15 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

717 番、718 番は同じ借受人の方の案件です。

717 番、大崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

718 番、大崎の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当

たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

719 番、大崎の田 12 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 3.75 傢です。申請理由は経営規模拡大のためです。

720 番、721 番、722 番は同じ借受人の方の案件です。

720 番、大崎の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

721 番、大崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

722 番、大崎の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

723 番、大崎の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

724 番、725 番、726 番は同じ借受人の方の案件です。

724 番、海士ヶ島新田の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

725 番、柳古新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

726 番、今町新田の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 2 傢です。申請理由は経営規模拡大のためです。

727 番、柳古新田、今町新田、水尾新田の田 14 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

728 番、今町新田の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

729 番、今町新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

730 番、船ヶ沢新田、穴地の田畠 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

731 番、茗荷沢の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

732 番、茗荷沢の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

733 番、茗荷沢の台帳畠、現況田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 33,000 円です。申請理由は経営規模拡大

のためです。

734 番、茗荷沢の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

735 番、736 番は同じ借受人の方の案件です。

735 番、茗荷沢の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 22,240 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

736 番、茗荷沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2.5 億です。申請理由は経営規模拡大のためです。

737 番、欠之上の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

738 番、739 番は同じ借受人の方の案件です。

738 番、美佐島の田 8 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

739 番、美佐島、余川の田 11 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

740 番、余川の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 7 億です。申請理由は経営規模拡大のためです。

741 番、小栗山の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

742 番、小栗山の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

743 番、744 番、745 番は同じ借受人の方の案件です。

743 番、坂戸の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 26,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

744 番、坂戸の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 26,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

745 番、坂戸の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 26,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

746 番、坂戸の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 26,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

747 番から 750 番までが同じ借受人の方の案件です。

747 番、六日町の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

748 番、西泉田の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a

当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

749 番、西泉田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

750 番、大月の田 14 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

751 番、東泉田の田 16 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 6.5 億です。申請理由は経営規模拡大のためです。

752 番、原の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

753 番から 756 番までが同じ借受人の方の案件です。

753 番、小川の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

754 番、小川の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

755 番、小川、畔地の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

756 番、畔地の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

757 番から 760 番までが同じ借受人の方の案件です。

757 番、舞台の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

758 番、小川の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

759 番、畔地の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

760 番、畔地の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

761 番、762 番、763 番は同じ借受人の方の案件です。

761 番、畔地、畔地新田の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 17,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

762 番、畔地新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

763 番、畔地新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

764 番、京岡新田、中川新田の田畠8筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

765 番、中川、中川新田の田畠8筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

766 番、中川、山谷、宮村下新田の田畠4筆、賃借権の設定で、対価は全部で8俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

767 番から773番までが同じ借受人の方の案件です。

767 番、中川の田畠2筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

768 番、京岡の田畠9筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

769 番、京岡、中川の田4筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

770 番、京岡新田の田2筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり72kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

771 番、京岡新田の田畠9筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

772 番、山谷の田畠4筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

773 番、宮の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり75kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

774 番、775 番、776 番は同じ借受人の方の案件です。

774 番、山谷の畠2筆、賃借権の設定で、対価は全部で4俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

775 番、山谷の畠1筆、賃借権の設定で、対価は全部で1俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

776 番、津久野の田1筆、賃借権の設定で、対価は全部で2俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

777 番、津久野の田7筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

778 番、津久野の田2筆、賃借権の設定で、対価は10a

当たり 60 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

779 番、山口の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 3 倍です。申請理由は経営規模拡大のためです。

780 番、下薬師堂の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

781 番、782 番、783 番は同じ借受人の方の案件です。

781 番、藤原の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 78 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

782 番、藤原の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 78 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

783 番、新堀新田、下原の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 78 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

784 番、新堀新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

785 番、786 番は同じ借受人の方の案件です。

785 番、上原の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

786 番、新堀の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

787 番、下原新田の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 84 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

788 番、下原新田、長森新田の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

789 番、泉新田の田畠 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

790 番、野田の田 12 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 7 倍です。申請理由は経営規模拡大のためです。

791 番から 795 番までが同じ借受人の方の案件です。

791 番、野田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2.5 倍です。申請理由は経営規模拡大のためです。

792 番、野田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 30 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

793 番、野田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 30 kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

794 番、野田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 30 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

795 番、野田の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 3 傑です。申請理由は経営規模拡大のためです。

796 番、797 番は同じ借受人の方の案件です。

796 番、四十日の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2 傑です。申請理由は経営規模拡大のためです。

797 番、四十日の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2 傑です。申請理由は経営規模拡大のためです。

798 番、青木新田、奥の田 15 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 10 傑です。申請理由は経営規模拡大のためです。

799 番、800 番は同じ借受人の方の案件です。

799 番、大杉新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 27,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

800 番、奥の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

801 番、寺尾の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

802 番、803 番は同じ借受人の方の案件です。

802 番、寺尾、五日町の田 8 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

803 番、寺尾、五日町の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

804 番、805 番は同じ借受人の方の案件です。

804 番、五日町の田 23 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

805 番、五日町の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 4 傑です。申請理由は経営規模拡大のためです。

806 番、807 番、808 番は同じ借受人の方の案件です。

806 番、思川の田 14 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

807 番、思川の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

808 番、思川の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

809 番、810 番は同じ借受人の方の案件です。

809 番、片田の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

810 番、竹俣新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 75 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

811 番、塩沢の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

812 番、813 番は同じ借受人の方の案件です。

812 番、上十日町の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

813 番、上十日町の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

814 番、天野沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

815 番から 820 番までが同じ借受人の方の案件です。

815 番、島新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

816 番、塩沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

817 番、塩沢の田 13 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

818 番、塩沢、上十日町の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

819 番、中の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 78 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

820 番、小栗山、三郎丸、早川、上十日町、小木六、八竜新田、大木六新田、吉山新田の田畠 25 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 72 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

821 番、八竜新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

822 番、823 番は同じ借受人の方の案件です。

822 番、大木六の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で

4 傑です。申請理由は経営規模拡大のためです。

823 番、大木六の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 4.5 傑です。申請理由は経営規模拡大のためです。

824 番、大木六の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2 傑です。耕作面積については、831 番案件の申請と合わせて面積要件を満たす形となります。申請理由は経営規模拡大のためです。

825 番、五郎丸の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

826 番、下一日市の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

827 番、828 番は同じ借受人の方の案件です。

827 番、長崎、姥沢新田の田畠 9 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 70 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

828 番、姥沢新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

829 番、長崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

830 番、長崎の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2.5 傑です。申請理由は経営規模拡大のためです。

831 番、長崎の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 10 傑です。耕作面積については、824 番案件の申請と合わせて面積要件を満たす形となります。申請理由は経営規模拡大のためです。

832 番、滝谷の田 8 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

833 番、834 番、835 番は同じ借受人の方の案件です。

833 番、長崎、蟹沢新田の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 4 傑です。申請理由は経営規模拡大のためです。

834 番、滝谷、蟹沢新田の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 5 傑です。申請理由は経営規模拡大のためです。

835 番、台上の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 3 傑です。申請理由は経営規模拡大のためです。

836 番から 982 番までは賃借権の再設定、983 番から 987

議 長

番までは使用貸借権の再設定となりますので説明を省略させていただきます。以上です。

関係委員がおられます。農業委員 17 番中島直樹委員の除斥を求めます。

(17 番中島委員退席)

5 ページ 723 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。5 ページ 723 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、723 番案件については原案のとおり承認されました。中島委員の除斥を解きます。

(17 番中島委員着席)

続いて、推進委員 14 番山田久雄委員の除斥を求めます。

(推 14 番山田委員退席)

6 ページ 727 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。6ページ727番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、727番案件については原案のとおり承認されました。山田委員の除斥を解きます。

(推14番山田委員着席)

続いて、農業委員16番駒形哲也委員の除斥を求めます。

(16番駒形委員退席)

8ページ735番、736番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。8ページ735番、736番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、735 番、736 番案件については原案のとおり承認されました。駒形委員の除斥を解きます。

(16 番駒形委員着席)

続いて、推進委員 9 番青木悦夫委員の除斥を求めます。

(推 9 番青木委員退席)

19 ページ 777 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。19 ページ 777 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、777 番案件については原案のとおり承認されました。青木委員の除斥を解きます。

(推 9 番青木委員着席)

続いて、農業委員 1 番中俣涉委員の除斥を求めます。

(1 番中俣委員退席)

22、23 ページ 791 番から 795 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。22、23 ページ 791 番から 795 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、791 番から 795 番案件については原案のとおり承認されました。中俣委員の除斥を解きます。

(1 番中俣委員着席)

続いて、推進委員 23 番高野作栄喜委員の除斥を求めます。

(推 23 番高野委員退席)

25 ページ 802 番、803 番、63 ページ 951 番、952 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。25 ページ 802 番、803 番、63 ページ 951 番、952 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、802 番、803 番、951 番、952 番案件について原案のとおり承認されました。高野委員の除斥を解きます。

(推 23 番高野委員着席)

続いて、推進委員 20 番桑原善和委員の除斥を求めます。

(推 20 番桑原委員退席)

26 ページ 804 番、27 ページ 805 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。26 ページ 804 番、27 ページ 805 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、804 番、805 番案件については原案のとおり承認されました。桑原委員の除斥を解きます。

(推 20 番桑原委員着席)

続いて、推進委員 16 番高村英男委員の除斥を求めます。

(推 16 番高村委員退席)

32 ページ 825 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。32 ページ 825 番については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、825 番案件については原案のとおり承認されました。高村委員の除斥を解きます。

(推 16 番高村委員着席)

続いて、農業委員 11 番大平泰弘委員の除斥を求めます。

(11 番大平委員退席)

54 ページ 916 番、917 番、55 ページ 918 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。54 ページ 916 番、917 番、55 ページ 918 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、916 番、917 番、918 番案件については原案のとおり承認されました。大平委員の除斥を解きます。

(11 番大平委員着席)

続いて、農業委員 12 番原澤眞委員の除斥を求めます。

(12 番原澤委員退席)

66 ページ 964 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。66 ページ 964 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、964 番案件については原案のとおり承認されました。原澤委員の除斥を解きます。

(12 番原澤委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案は全て承認されました。

日程9 その他

議 長

日程9 その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員12番原澤眞委員。

12番原澤委員

農作業料金表について報告します。先月25日の総会前にJAから選ばれた農業者5名、農業委員8名の計13名で会議を行いました。決定事項は配布した料金表に記載がありますが、赤文字の草刈りの項目について新たに追加いたしました。またJA、農業者から育苗の料金を上げてほしい、農作業料金を少し上げてほしいとの意見もありましたが、米の値段が上がらない状況ですので、来年また検討させていただきたいとのことで決定いたしました。以上です。

議 長

ただいまの原澤委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

15 番井上委員

無いようですのでお疲れ様でした。他に何かありますでしょうか。農業委員 15 番井上秀樹委員。

議 長

幹事会より報告します。管外視察研修については 3 月 9 日、10 日の 1 泊 2 日で、埼玉方面に行くことに決定いたしました。以上です。

ただいまの井上委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですのでお疲れ様でした。他に何かありますでしょうか。古藤局長。

古藤局長

今後の日程についてです。来年 1 月 25 日の総会ですが、9 時半からとなっております。こちら市報にも掲載している情報ですので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長

ただいまの古藤局長からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですのでお疲れ様でした。他にありますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。

(11 時 30 分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であること
を確認して、ここに署名する。

令和 5年 2月 27日

南魚沼市農業委員会長

並木 孝夫

会議録署名委員

片桐 京

会議録署名委員

山崎 輝代
